

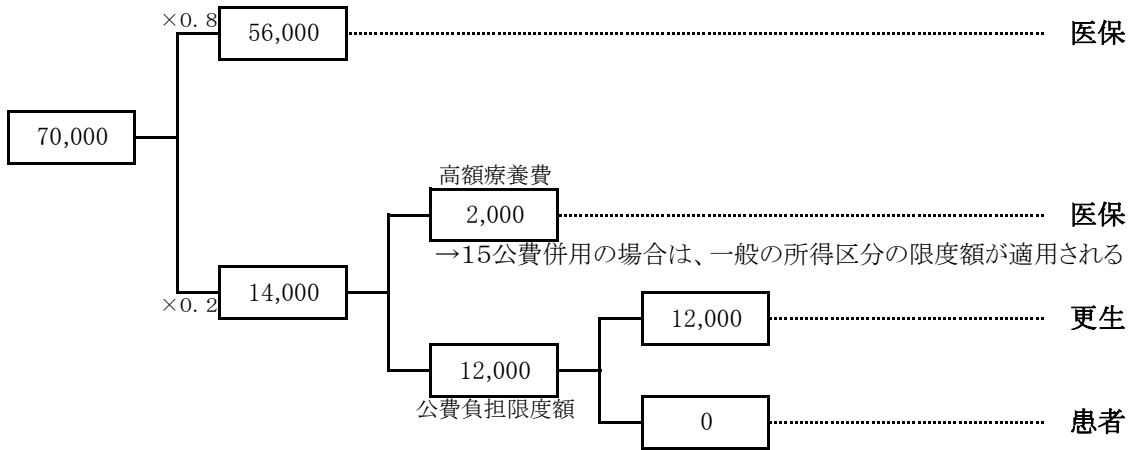
事例25 高齢受給者(70歳以上)入院外(低所得Ⅱ)・公費(自立支援更生医療)
(S19.4.1までに生まれた方)

国保

訪問看護療養費明細書										6 訪問	1 国	3 3 併	8 高齢一						
-										保険者番号									
公費負担番号①	1	5						公費負担医療の 受給者番号①		<table border="1"> <tr> <td>保険</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公費②</td> <td></td> </tr> </table>				保険		公費①		公費②	
保険																			
公費①																			
公費②																			
公費負担番号②	8	0						公費負担医療の 受給者番号②											
氏名									特記										
職務上の事由																			
合 計	請求	円	※	決	定	円	負担金額	円	※高額療養費	円	←低所得で 高額療養費が 現物給付された 場合に記載								
	保険	70,000					7,000												
	公費①						0	※公費負担金額 円	備考										
	公費②	70,000					0	※公費負担金額 円	低所得Ⅱ										

※ 医療費の1割が高額療養費算定基準額未滿で高額療養費が発生する場合

- [療養の給付] →高額療養費が発生しているので、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた一部負担金額(本来患者が負担すべき高齢受給者としての1割負担)を記載
- 「公費①」の15(更生医療)の「請求」欄は、この事例では15対象部分(14,000)で分点が生じていないので、空欄、「負担金額」欄は当該患者に係る月額限度額を記載
- 「公費②」の単県80の「請求」欄は、「保険」の「請求」欄と同一内容を、「負担金額」欄は、患者の最終負担額を記載



〈保険〉70歳以上 国保 定率2割

〈高齢受給者証〉定率2割(75歳到達まで特例措置1割)

〈限度額適用・標準負担額減額認定証〉低所得Ⅱ(自己負担限度額8,000円)

〈公費①〉15(更生医療)定率1割 月額自己負担限度額 0円

〈公費②〉単県80 定率1割 低所得Ⅱ(一部負担上限額 2,000円)

高額療養費
(70,000円×0.2) - 12,000円=2,000円

合計	
医保	58,000 円
(高額再掲)	2,000 円
更生	12,000 円
患者	0 円
単県80	0 円
患者(最終)	0 円

→そもそも患者負担額が0円の為、単県80の給付なし
(ただし、単県80の受給者証の提示があった場合、レセプトに記載)